

交通災害共済へ加入を

年額400円で大きな保障

県市町村総合事務組合では、市町村交通災害共済の加入申し込みを受け付けます。加入を希望する人は、行政区長が七月に加入申込書を持って各家庭に伺いますので、掛け金を添えてお申し込みください。このほか、申し込みは役場住民生活課や町内の金融機関（郵便局、漁協は除きます）でも受け付けます。ただし、金融機関で加入手続きを

行う場合は、受付期限が九月三十日までとなっておりますので、お気を付けください。
また、同共済に昨年加入した人は七月三十一日で期限が切れますので、新たに加入手続きを願います。

市町村交通災害共済は、皆さんがわずかな掛け金を出し合い、交通事故でけがをしたり死亡したりしたときに、被害者やその家族に救済の手を差し伸べるみんなのための相互扶助制度です。赤ちゃんから大人までどなたでも加入できます。

◆共済期間は8月から1年間

掛け金は大人も子供も一人四百円（年額）で、共済期間は八月一日から来年七月三十一日までの一年間。八月一日以降に加入した場合は、その日以降となります。また、加入後に町外へ転出した場合でも、そのまま継続されます。

◆見舞金は請求により支給

見舞金の支給（下表参照）は請求により行われます。傷害の場合は、二万円から三十万円までの範囲で、入院や通院日数に応じた金額が支給されます。そのほか、共済に加入していた父

◎見舞金の支給額

交通災害の程度		見舞金の額
死亡または身体障害等級1級などに該当する障害		110万円
傷害	入院（1日につき）	2,000円
	通院（1日につき）	1,000円

※傷害にかかる見舞金の額が2万円に満たない場合は2万円、30万円を超える場合は30万円を限度に支給されます。

または母が交通事故で死亡または一級の身体障害などに該当した場合には、その父母と生計を共にしていた子供に年額六万円（年二回に分けて支給）の交通遺児年金が、中学校を卒業するまで支給されます。

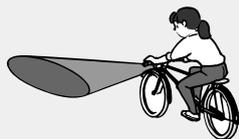
◆支給対象は国内の交通事故

見舞金の支給対象は、自動車、バイク、自転車などによる国内で起きた交通事故（単独事故を含みます）です。ただし、無免許や酒気帯び運転など、加入者の故意による場合は支給の対象になりません。

事故に遭ってからでは遅過ぎます。万が一に備え家族そろって加入しましょう。見舞金の請求手続きや加入方法など、詳しくは役場住民生活課住民相談担当（☎82-3111内線128）へお気軽にお尋ねください。

事例1

Aさんは自転車で道路を走行中、側溝の段差にハンドルをとられ転倒し、けがをしました。病院へ行き、5日間の通院治療を受けましたが、見舞金はいくらになりますか。



通院1日につき1,000円の見舞金をお支払いしますので、通常の計算では5,000円となります。しかし、見舞金の最低保障額が20,000円となっていることから、Aさんに支給される見舞金の額は20,000円となります。

見舞金の支給事例

事例2

Bさんは1年前、交通事故に遭い20日間入院しましたが、仕事が忙しいため見舞金の請求をしていませんでした。今から請求しても見舞金は支給されるのでしょうか。



事故によって被害を受けた日から2年を経過すると見舞金は支給されません。Bさんの場合は、交通事故に遭ってから1年が経過していますが、請求期限の2年以内ですので、請求すれば見舞金が支給されます。